

議案第92号

## 静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例の廃止について

静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例を廃止する条例  
静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」の通園訓練に関する条例（平成15年静岡市条例第157号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。